

② 国の施策、補助金等を更に有効活用し、積極的な改善を進めていくべきである。

③ 長期収支試算における一般管理費について、人件費の見直し及び諸経費の削減など事業費に見合った人件費等の見直しを図る必要がある。

④ 平成30年以降は本格的に伐採時期を迎えるが、再造林費用が捻出できず、裸地化する懸念があり、公益的な機能の発揮に向けた森林管理を行っていくことが必要であり、その費用を賄える林業手法を取り入れていくことも検討すべきである。

(2) <森林資産の計上について>

平成元年度から平成9年度までの利益約2億円を決算に反映せず、多額の損失が発生した平成19年度に当該利益を相殺することは不適切な会計処理と言わざるを得ない。今後適切な会計処理を行う必要がある。

H1～H9までにニュータウン建設等により森林資産を売却し、分収林契約を解除して売却益が193,944,698円発生したが、売却益を計上せずに森林資産勘定を減額していた。年度毎に正しい会計処理が必要である。

また、H1～H10までに火災等により分収造林契約を解約し、解約損等が57,661,981円発生していたが、解約損を計上せずに森林資産勘定を増加していた。年度毎の正しい会計処理が必要である。

「林業公社の経営等に関する検討会」の報告書(H21.6)、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(H21.6総務省通知)等に基づき、将来にわたる森林整備のあり方等を踏まえながら存廃も含めた抜本的な見直しの検討を行い、今年度中に改革プランを策定することとしている。

また、林業公社においても、更なる国の支援策や経営に有効な施策、補助金等(非皆伐施業や作業路開設事業等)の積極的な活用を検討する中で、経営計画の見直しを行うこととしている。

長期収支試算については、より精度を高めるために、全体的に試算因子の再精査を行う。その中で、一般管理費については、事業費に見合った人員の配置を再度検討し、長期収支試算に反映させ、今後の経営に活かしていく。

債務超過を解消する方策についても、改革プランで示す改革の方向性に基づき、具体的な手法を検討していく。

不適切な経理処理となってしまったことから、今後、売却益や解約損等が発生した場合には、指摘のとおりその都度計上し適切な会計を行っていく。

この件については、平成19年度に持分譲渡(無償譲渡)による分収造林除却損220,415,458円と相殺し、84,132,741円を最終的に分収造林除却損として決算計上している。

(3) <緑のオーナーの取り扱い>

緑のオーナーについて、現在の木材の市場価格では林業公社が募集した13ヶ所574口全てが元本割れと想定される。緑のオーナー募集時の契約書及び募集要綱には元本割れの記載は一切ないので、リスク説明が不十分であったと考えられる。従って、今後は元本割れの可能性がある旨説明すると同時に契約書に明記すべきである。また、将来を見据えた改善策を検討していく必要がある。

(4) <通帳・払戻請求書・印紙等について>

① 林業公社は同法人の所有でない「山梨県林業公社造林推進協議会」の解約していない通帳を保管している。なので協議会に返却する必要がある。

② 武田の杜、金川の森の普通預金の4口座から現金を引き出せる銀行の払戻請求書に金額欄が白地で、名義を記入し、また、銀行届出印を押印しているものが約20枚あったため事故防止のために早急に廃棄すべきである。

③ 収入印紙売却代200円が保管されていたが簿外となっているため現金出納簿に記入すべきである。

現在の材価では元本割れが発生することが想定されるが、今後は材価の動向を見極めつつ、国の緑のオーナー制度における契約延長などの対応方針を参考にしながら、緑のオーナー及び森林所有者への十分な説明を行い、理解を求めたい。

また、契約満了となる箇所から、緑のオーナーに現在の材価の状況や収益額の見直し等を説明し、今後の森林の扱いについての意向調査等を行うなど、森林所有者とも調整を図りながら契約延長などを検討していく。

早急に対処済み。  
通帳については、平成20年11月27日に山梨県林業公社造林推進協議会へ返却した。

2公園のそれぞれの払戻請求書20枚については、平成20年11月27日に全て廃棄した。

現金200円については、当公社では一時的な立て替えとの判断をしていたので、収入印紙を購入し元に戻した。今後は、公社内部での管理を徹底し適切に管理する。

<p>(5) &lt;損害てん補積立金・退職給付引当金について&gt;                  ① 固定負債に計上されている一般会計の損害てん補積立金9,700,000円について、当該計上及び取り崩しの基準が明確でなく、利益留保性引当金であるため、全額取り崩しを行い、利益に計上すべきである。また、この件は平成16年度の山梨県代表委員より指摘されているにも係わらず是正が行われていない。                  この積立金は、これまでに損害賠償請求もなく、今後も請求の可能性は極めて小さいため、持分譲渡に伴う公庫借入金の上償還の原資とする公社の方針であったが、平成17年度から平成19年度の3年間、この理事長承認の取り扱い方針が遵守されなかった。</p> <p>② 固定負債に計上されている一般会計の退職給付引当金は、重要な会計方針の「引当金の計上基準」に準拠せず、4,735,154円引当不足となっている。重要な会計方針に準拠した適切な会計処理が必要である。                  退職給付引当金が計上不足のため、正味財産増減計算書の当期一般正味財産増減額がさらに4,735,154円増えることになる。</p> <p>(6) &lt;林業労働センサーについて&gt;                  山梨県林業労働センサー事業において、補助事業、委託事業の人員費の管理について改善すべき点がある。                  会社の林業雇用改善アドバイザー2名が下記の複数の事業に係わっているが、これらの事業の人員費への按分は各人の作業従事量等に基づいて</p>	<p>平成21年3月31日に損害てん補積立金を取り崩し経常外収益とした。</p> <p>重要な会計方針の「引当金の計上基準」に準拠し、職員の期末日における自己都合退職の場合の要支給額を退職給付引当金として平成20年度に適切に計上した。</p> <p>事業ごとの作業従事量が把握できるように1日における事業毎の作業従事量を記載する月報に変更した。今後は、補助事業、委託事業の人員費の適正な管理を行っていく。</p>	<p>て各事業への従事量を集計し配賦しているが、人員費を按分するための従事量を集計する月報について、1日の代表的な作業従事内容に係る事業が記載されているのみであるため、1日における事業毎の作業従事量が把握できるような月報を作成すべきである。                  ・地域林業雇用改善促進事業（国の委託事業）                  ・林材業就業促進総合対策事業（国及び県の補助事業）                  ・森林整備担い手対策事業（県の補助事業）                  ・緑の雇用担い手対策事業（全国森林組合連合会の委託事業）</p> <p>&lt;山梨県立農林部の森保健休養施設事業について&gt;                  ① 販売用商品について、期末在庫の実地棚卸及び棚卸資産計上が行われていないので、期末には実地棚卸を実施し、また、棚卸資産として資産計上を行うのが望ましい。</p> <p>② 指定管理者制度において、資本的支出が行われた場合に資産計上せず、一括して費用計上が行われているが、資産計上した上で償却計算が必要となる。あるいは、30万円未満のものは少額減価償却資産として資産計上した上で全額償却計算が必要となる。</p> <p>(7) &lt;山梨県立武田の杜保健休養林管理委託事業について&gt;                  ① 切手等の貯蔵品計上が行われていないので、期末在庫について計上することが望ましい。70,312円</p> <p>販売用商品については、その都度受払管理を行い、期末には実地棚卸を実施し在庫数量を把握する。また、資産計上が必要な棚卸資産については、適正に計上する。</p> <p>指摘のあった資本的支出は取得価額が30万円未満であったので、中小企業者等の即時償却の特例により全額を損金算入する事ができることから、結果的には現状の資産額と変わらないため平成19年度決算の修正は行わない。                  今後は、資本的支出を実施した場合、資産計上及び償却計算を行っていく。</p> <p>切手等の貯蔵品については、その都度受払管理を行い、期末には実地棚卸を実施し在庫数量を把握する。また、資産計上が必要な棚卸資産については、適正に計上する。</p>
--	--	---

<p>② 販売用品(プラフター)について受払管理、期末在庫の実地棚卸及び棚卸資産の計上が行われていないので、期末には実地棚卸を実施し、棚卸資産として資産計上を行うのが望ましい。</p> <p>③ アルバイトに対して支払われている給与について、「給与所得の源泉徴収税額表」の乙欄での所得税の源泉徴収が行われていないので、源泉徴収することが必要である。また、「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄適用であれば、雇用時の扶養控除申告書を徴収する必要がある。</p>	<p>販売用品については、その都度受払管理を行い、期末には実地棚卸を実施し在庫数量を把握する。また、資産計上が必要な棚卸資産については、適正に計上する。</p> <p>短期アルバイトを雇用する際に、その給与について必要な源泉徴収を行う。また、「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄適用の場合には扶養控除申告書を徴収する。</p>	<p>管理費÷ (総事業費－間接事業費) × 100 「間接事業費」とは 管理費が発生しないことが対外的に 証明できる費用</p> <p>(2) 金庫の中に不明の現金 66,700 円、会計処理未済の簿外現金 18,980 円、一旦支出した費用を他用途に使用した 5,000 円などが含まれていたの で、適正な会計及び管理をする必要が ある。</p> <p>① 募金のための寄付積立金 (50,000 円) が寄付されないうままであった。</p> <p>② 職員の親睦会の会費 (9,000 円) を徴収したが、親睦会通帳へ入金されていなかった。</p> <p>③ 某社からの預り金 (2,700 円) が未返却であった。</p> <p>④ 職員送別会の会費 (5,000 円) を徴収したが、親睦会通帳へ入金されていなかった。</p> <p>⑤ 葉書、切手等を売却した代金 (8,980 円) が、受払簿等に未記載であった。</p> <p>⑥ 懇親会会費の個人負担分 (18,000 円) を徴収し現金を保管していた。</p> <p>⑦ 某社の竣工式の祝儀代 (10,000 円) を経理上支出したが、相手が受け取らなかつたため現金で保管し未戻入であった。</p> <p>⑧ 経理上支出処理を行ったが不執行になつた祝金を、戻入処理を行わず別件の交際費としていた。</p> <p>金庫内の金銭類、帳簿ともに処理を完了した。適正な会計に努め、管理の強化を図っていく。</p> <p>平成 20 年 12 月 16 日に NHK 歳末たすけあいに寄付し処理を完了した。</p> <p>平成 20 年 12 月 15 日に親睦会通帳へ入金を完了した。</p> <p>平成 20 年 11 月 25 日に某社に返却し処理を完了した。</p> <p>平成 20 年 12 月 15 日に親睦会通帳へ入金を完了した。</p> <p>平成 20 年 10 月 24 日、当該現金分の切手を購入し切手受払簿に登載し処理を完了した。</p> <p>平成 21 年 1 月 16 日、一括支払を行った者に返却し処理を完了した。</p> <p>平成 20 年 9 月 5 日に一般会計に戻入処理を完了した。</p> <p>平成 20 年 9 月 5 日に祝金を一般会計に戻入処理を完了した(交際費についても支出の必要がなくなつたため通常処理</p>
<p>(財) やまなし産業支援機構</p> <p>(1) 経済産業省の提案公募型研究開発事業において、過去 2 年間で委託料収入を 16,392,166 円過大に受けていた。委託料収入については、直接経費の合算額に、10 % を上限とした一般管理費率(※①)を乗じて算出することになつている。</p> <p>当財団の場合は、本来は事業費である減価償却費を管理費に計上し、一般管理費率を実際には 2.6 % のところ、9.4 % の委託料を過大に受けていた。</p> <p>一方で、一般管理費率の算出においては、公益法人に特例として認めている間接事業費を除外できる規定(※②)を広義に解釈すると、同比率は上限の 10 % を超えうるとの見解もできるが、その見解を裏付ける記載事項は現状不十分である。</p> <p>今後は管理費を正確に把握する必要がある。</p> <p>○一般管理費率 (※①原則) 一般管理費÷売上原価× 100 (※②公益法人特例)</p>	<p>平成 20 年度決算から、新公益法人会計基準に準拠し減価償却費の計上科目を「管理費用」から「事業費用」に変更した。</p> <p>委託料収入については、間接事業費の計上について、委託元(国)に了解を得ながら精査を行い、一般管理費率を再計算すると 13% となる。したがって、一般管理費率は 10% 以上であることから、委託料収入は適正額である。</p> <p>今後は、管理費の計上科目や間接事業費の精査を十分行った上で、適正な一般管理費率の算出に努めていく。</p>	<p>平成 20 年 9 月 5 日に一般会計に戻入処理を完了した。</p>

<p>⑨返却予定である贈答品（ビール券など36枚）を保管していた。</p> <p>⑩職員個人の定期積立証書、積立金残高等を保管していた。</p>	<p>として完了した）</p> <p>平成20年9月18日に相手方に返却し処理を完了した。</p> <p>平成20年9月2日に職員に引き渡し処理を完了した。</p>	<p>債）及び代位弁済準備積立金（特定資産）を取り崩し適正な計上額に是正した。</p>
<p>(3) 設備貸与事業におけるリース設備（資産）については、これまで契約時に資産計上する会計処理を行っていたところであるが、平成18年度から適用されている「小規模設備資金事業会計処理マニュアル」では検収時点の処理に改め、契約時には未払金を計上しないこととされている。今後は当該処理マニュアルに準拠し、リース設備については検収時に資産に計上をすべきである。</p>	<p>平成20年度からリース設備の資産計上時期を、契約時点から検収時点に変更した。</p>	<p>平成20年度決算から1年後の決算に計上することとした。</p>
<p>(4)</p> <p>① 貸借対照表に固定資産として計上されている（財）日本立地センターに対する出損金（その他の固定資産）17,500,000円は、当該財団法人の寄付行為より解散しても返金はなく、また、解散前に払戻を要求した場合にも返還されないため、当該出損金は資産として計上すべきではなく取り崩す必要がある。したがって、当該出損金について、債務保証準備積立金を固定負債に計上しているが過大計上であるので取り崩すべきである。</p>	<p>当該出損金については平成20年度決算において資産から取り崩し「寄付金」として会計処理を行った。また、当該出損金に対する債務保証準備積立金についても取り崩し、債務保証準備積立金（固定負債）を適正な計上額に是正した。</p>	<p>当該出損金については平成20年度決算において資産から取り崩し「寄付金」として会計処理を行った。今後は適正な資産計上を図っていく。</p>
<p>② 債務保証を実施すると同時に行う（財）日本立地センターテナクノポリス債務保証基金への再保証については、借入元本（債務保証残高13,750,000円）の100分の50を限度とするため、必要な債務保証準備積立金（固定負債）は6,875,200円</p>	<p>債務保証準備積立金（固定負債）については、再保証の算出において必要額を計上するよう見直しを行い、代位弁済準備積立資産（特定資産）を適正に計上していく。</p> <p>なお、平成20年度決算において過大計上である債務保証準備積立金（固定負債）</p>	<p>平成20年12月1日以降、特例財団法人の「資産の総額」欄が職権抹消されたため修正の必要はなくなったが、適正に管理を行っていく。</p> <p>平成20年10月30日から修正し、謝金及び旅費をまとめて源泉徴収している。</p>
<p>(5)</p> <p>① 平成19年度の未払費用として計上された公租公課（リース設備固定資産税）47,754,800円は、平成20年度分のリース設備の償却資産税であるので、平成19年度に費用計上すべきではなく、平成20年度に費用計上する必要がある。</p>	<p>であり、したがって、代位弁済準備積立資産（特定資産）も同額が計上されていれば十分である。実際の貸借対照表への計上額（17,966,000円）は過大計上であるため、必要額を計上する必要がある。</p>	<p>平成19年度やまなし知的財産戦略推進事業において、謝金と旅費をまとめて支払っているが、その時、謝金部分についてのみ源泉所得税を徴収している。まとめて支払う場合、旅費分も含めて源泉所得税を徴収する必要がある。</p>
<p>(6)</p> <p>③ 登記簿謄本の「資産の総額」が24億7,900万円となっているが、実際の資産の総額は32億92万円であり、実態との相違があった。</p>	<p>② 資産の部の「その他固定資産」の中に損金19,390,000円が計上されている。その内訳は（財）日本立地センター17,500,000円、（財）全国中小企業取引振興協会1,890,000円であるが、これらの出損金は当該財団の寄付行為上、解散しても出損金の返金はなく、また解散する前に払戻を要求しても返還されないため、資産に計上するべきではない。</p>	<p>平成20年12月1日以降、特例財団法人の「資産の総額」欄が職権抹消されたため修正の必要はなくなったが、適正に管理を行っていく。</p>